

○立命館小学校授業料減免規程

2006年3月15日

規程第677号

(趣旨)

第1条 この規程は、立命館小学校（以下「本校」という。）における授業料減免制度（以下「本制度」という。）について必要な事項を定める。

(目的)

第2条 本制度は、保護者の家計急変により就学が困難となった場合について、授業料の減免を行い、就学を継続させることを目的とする。

(減免総額)

第3条 授業料減免の総額は、本校が毎年予算に定める金額の範囲内とする。

(減免金額)

第4条 授業料減免の金額は、児童一人につき当該年度の授業料の半額を上限とする。

(減免の方法)

第5条 授業料減免は、在学中1回とする。

(資格)

第6条 授業料減免に出願できる者は、本校に1年以上在籍している児童の保護者で、次のいずれかを満たすものとする。

- (1) 保護者の勤務先の会社等の経営状況の悪化に伴い、本人の意思によらず、当該会社等の一方的な意思によって失職した場合（本人の責により失職した場合を除く）
- (2) 自営業の経営状況の悪化に伴い、やむを得ず当該事業を廃止したことによって失職した場合（転業を目的とする場合を除く）
- (3) 勤務先の会社等又は自営業の経営状況の悪化に伴い、収入が著しく減少した場合
- (4) その他これらに準ずるやむを得ない事由が生じた場合

(出願)

第7条 授業料減免を希望する児童の保護者は、所定の願書および理由書に必要な事項を記入し、署名および押印のうえ、担任を経て校長に提出しなければならない。

(審査委員会)

第8条 審査委員会（以下「委員会」という。）は、出願者の家庭の状況等を審査のうえ、授業料を減免する対象の児童を決定する。

2 委員会は、校長、副校長、教頭、主幹、各学年主任および事務長で構成し、委員長は校

長があたる。

(報告)

第9条 前条第1項の減免児童については、児童の氏名および学年、家庭の年間総所得額、減免金額ならびに他の奨学金受給状況等について、一貫教育委員会に報告しなければならない。

(減免の取消)

第10条 対象の児童が、次の各号のいずれかに該当するときは、減免の取り消しを行い、必要に応じて減免額の全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 虚偽の申し立てまたは不正な方法により減免の取り扱いを受けていたとき
- (2) その他、授業料の減免を適当でないと認められたとき

(細則)

第11条 この規程に定めるもののほか、運用に必要な事項は、別に細則を定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

附 則 (2008年3月12日 組織改革に伴う一部改正)

この規程は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2012年6月20日 授業料減免資格の変更に伴う一部改正)

この規程は、2012年6月20日から施行し、2012年4月1日から適用する。